

令和8年度とくしま地域資源活用価値創出推進事業  
支援対象者募集要項

## 1. 目的

徳島県では、農山漁村の地域資源を活用した新たな価値の創出（6次産業化）に取り組む農林漁業者に対し、専門的な技能を持つ民間の専門家（以下、「プランナー」という。）を派遣し、経営改善及び経営全体の付加価値額（経常利益＋人件費＋減価償却費）を増加させるための経営改善戦略の策定及び実行を伴走支援する「とくしま地域資源活用価値創出推進事業」を実施するため、次のとおり支援対象者を募集する。

## 2. 申請要件

徳島県内の地域資源を活用し、新たな価値を創出する取組（6次産業化）を予定している事業者又は取り組んでいる事業者で、以下の項目をすべて満たすこと。

（1）農林漁業者であること。

（2）自らが意欲的に地域資源を活用した新たな価値を創出する取組を行う者であること。

なお、6次産業化に取り組む意欲のある事業者及び実施予定者も対象とし、過年度に専門家派遣を受けた事業者も含めるが、同一の取組の場合は原則2年継続までとする。

（3）支援実施初年度に自ら目標年度までの経営改善目標（付加価値額の伸び率等）を掲げ、活動の支援を行う企画推進員と共に経営状況報告書を毎年度作成することができる事業者であること。

なお、目標年度は支援実施年度の3年後から5年後までの年度において、自ら設定する。

（4）支援年度以降目標年度まで、毎年の決算書の提出が可能であること。

## 3. 支援期間

支援対象者決定時から令和9年2月下旬まで

## 4. 経費負担

プランナー派遣に係る負担は無料とする。ただし、経営改善に係るその他の費用は自己負担とする。

## 5. 申請方法

（1）提出書類

ア 事業申請書（様式第1号）

イ 申請者調書（様式第2号）

ウ 添付資料

過去3年分の決算書又はこれに類する書類の写し

（2）提出期限

令和8年4月27日(月)午後5時まで（必着）

(3) 提出方法

持参（土日祝日を除く午前8時30分から午後5時まで）又はメール、郵送で提出すること。

(4) 提出先

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1-1

徳島県立農林水産総合技術支援センター経営推進課 普及推進担当

電話:088-621-2432

電子メール: keieisuishinka@pref.tokushima.lg.jp

## 6. 申請に際しての留意事項

(1) 次のいずれかに該当する場合は、審査対象にならないことがある。

ア 申請要件、申請方法、提出期限に適合しない場合

イ 虚偽の内容が記載されている場合

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

エ その他不正な行為があったと認めた場合

(2) その他

提出された書類は支援対象者の選定を円滑に行うために、業務を委託する事業者と共有する。

## 7. 選定方法

(1) 書類確認等

ア 提出された申請書類については、県が記載内容を確認する。

イ 企画推進員が詳細な内容を確認するため、申請者の面談を実施する。なお、昨年度の支援対象者が申請する場合、面談を免除する。

(2) 地域支援検証委員会

支援対象者は、地域支援検証委員会において提出書類及び面談内容を基に審査の上、決定する。なお、面談が免除された申請者は経営改善戦略の取組状況、農業支援センター等から提出される推薦書を基に審査を行う。

(3) 支援対象者数

5名（社）程度

(4) 審査結果

地域支援検証委員会開催後、申請者全員に対して、速やかに審査結果を通知する。